



議案第十四号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の八」に改める。

第十九条中「第九十四条第二項」を「第九十五条の四第一項若しくは第二項、第九十五条の八第二項」に改め、「町たばこ消費税にあつては、年七・三パーセント、その他の税にあつては」を削り、同条第一号中「第八十三条第二項」の下に「、第九十五条の八第二項」を加え、同条第二号中「限る。」の下に「、第九十五条の四第一項若しくは第二項の申告書」を加え、同条第三号中「除く。」の下に「、第九十五条の四第一項若しくは第二項の申告書」を加える。

第二十条中「第七十三条第二項」の下に「、第九十五条の四第五項、第九十五条の七第二項」を加える。

第二章第四節を次のように改める。

第四節 町たばこ消費税

(町たばこ消費税の納税義務者等)

第九十二条 町たばこ消費税(以下「たばこ消費税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が町の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第九十三条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみな

して、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。
(たばこ消費税の課税標準)

第九十四条 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第九十二条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この節において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価（法第四百六十七条第一項の小売定価をいう。）に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区 分			重 量
一 喫煙用の製造たばこ イ パイプたばこ ロ 葉巻たばこ ハ 刻みたばこ			一 グラム 一 グラム 二 グラム
二 かみ用の製造たばこ			二 グラム
三 かぎ用の製造たばこ			二 グラム

(たばこ消費税の税率)

第九十五条 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の十四・三とし、従量割にあつては千本につき三百五十円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第九十五条の二 卸売販売業者等が法第四百六十九条第六項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

2 前項の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第十六条の二の三に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、法第四百六十九条第一項第一号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第九十二条の規定を適用する。

(たばこ消費税の徴収の方法)

第九十五条の三 たばこ消費税は、申告納付の方法によつて徴収する。ただし、第九十三条第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ消費税を課する場

合においては、普通徴収の方法によつて徴収する。

（たばこ消費税の申告納付の手續）

第九十五条の四 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準額」という。）並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第九十五条の二第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに次条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した施行規則第三十四号の二様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第九十五条の二第二項に規定する書類及び次条第一項の返還に係る製造たばこの品

目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

2 法第四百七十三条第二項の規定による自治大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第三十四号の二の二様式によらなければならない。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 次条第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を

受けるべき月において前二項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第三十四号の二の六様式による申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

4 申告納税者が法第四百七十五条第二項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式によらなければならない。

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第一項又は第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第九十五条の七第二項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年十四・六パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、

施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によつて納付しなければならない。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第九十五条の五 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に町長に提出すべき前条第一項又は第二項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第九十五条の二第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、町長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において申告すべき課税標準

額に対するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、前条第一項から第三項までの規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付を受ける卸売販売業者等の未納に係る徴収金に充当し、又は還付する。

（納期限の延長の申請）

第九十五条の六 法第四百七十四条第一項の規定による納期限の延長の申請をしようとする卸売販売業者等は、納期限の延長についての申請書に納期限の延長を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、これを町長に提出するとともに、第九十五条の四第一項の規定による申告書によつて納付すべき当該たばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保を提供しなければならない。

（たばこ消費税に係る不足税額等の納付手続）

第九十五条の七 たばこ消費税の納税義務者は、法第四百八十一条、第四百八十三条又は第四百八十四条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第九十五条の四第一項又は第二項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

（たばこ消費税の普通徴収の手続）

第九十五条の八 第九十五条の三ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、第九十三条第四項ただし書の規定により卸売販売業者等とみなされた者に対して、たばこ消費税の納税通知書を交付する。

2 前項の場合におけるたばこ消費税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

附則第四条及び第五条を削り、附則第五条の二を附則第四条とし、附則第五条の三を附則第五条とする。

附則第十六条の三第一項、第十六条の四第三項第四号及び第十七条第三項第四号中「附則第五条の三」を「附則第五条」に改める。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

（第四十回国民体育大会に参加する選手等に対する入湯税の課税免除）

第二十条 次の表の上欄に掲げる者に対しては、下欄に掲げる期間（天災その他特別の事由により町長が必要と認めるときは、その認める期間）、第百四十一条の規定にかかわらず、入湯税を課さない。

第四十回国民体育大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督及び役員並びに大会に係る報道員及び視察員並びに大会運営上町長が必要と認める者で、第四十回国民体育大会鳥取県実施本部が指定する宿泊施設に宿泊するもの

昭和六十年十月十六日から同年十月二十五日まで

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

（町たばこ消費税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）第十九条及び第二章第四節の規定は、昭和六十年四月一日（以下「施行日」という。）以後に行われた新条例第九十四条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき町たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する町たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる町たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社がこの条例による改正前の町税条例（以下「旧条例」という。）第二章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第六号）附則第四条に規定する製造たばこが、施行日において新条例第九十二条第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）附則第十条第一項の規定により小売販売業者とみなされた者（以下この項において「継続小売販売業者」という。）が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新条例第九十五条の五の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべき町たばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧条例第九十四条第二項の規定により納付した、又は納付すべきであつた町たばこ消費税額に相当する金額とする。